

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十一年三月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県行田県土整備事務所長 吉 澤 隆

一 道路の種類 県道

二 路線名 行田市停車場酒巻線

三 道路の区域

新 B	旧 B	旧 A	旧 新 別
<p>八番一地先まで</p> <p>行田市大字齊條字樋ノ口一三二</p>	<p>行田市大字谷郷字新田二〇七一</p> <p>番一地先から</p>	<p>三番二地先まで</p> <p>行田市大字齊條字江中子一一一</p> <p>番一地先から</p> <p>行田市大字谷郷字上谷二四五六</p>	<p>区 間</p>
<p>四九・五〇</p> <p>八・一〇</p>	<p>一七・四〇</p> <p>六・〇〇</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>三七四九・五七</p>	<p>二三五三・八〇</p>	<p>延長 (メートル)</p>	<p>延長 (メートル)</p>
		<p>旧Aの一部は行田市に引継ぐ。 他の一部は県道熊谷羽生線として管理する。</p>	<p>備 考</p>